

審査分会長	選挙分会長	選挙分会長	附属機関の委員その他これに類する構成員	専門委員	公安委員会の委員		内水面漁場管理委員会の委員	海区漁業調整委員会の委員	収用委員会の委員		地方労働委員会の委員			人事委員会の委員		
					委員長	委員			会長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一、〇〇〇円以内	一、〇〇〇円以内	一、〇〇〇円以内	一、二〇〇円以内	一日につき 一、五〇〇円以内	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	一四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	五五、〇〇〇円

投票管理立会人	投票管理立会人	選挙分会立会人	選挙分会立会人	審査分会立会人	投票立会人	開票立会人
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円

附 則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年一月一日から適用する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号
 職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。
 第七条の三第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から二年以内の期間、採用の日から一年を経過することとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二千五百円
- 二 前号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事委員会規則で定めるもの 月額千円

第十条第二項ただし書中「六百円」を「七百五十円」に、「百円」を「二百円」に改め、同条第三項中「百

円」を「二百円」に改める。
 第十六条の四第二項中「百分の七十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五十」を「百分の百七十」に改める。
 別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第二 公安職給料表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	31,200	20,900	15,200	12,200	10,800
2	32,800	22,200	16,300	13,200	11,200
3	34,400	23,600	17,400	14,200	11,600
4	36,000	25,000	18,500	15,200	12,200
5	37,600	26,400	19,700	16,300	13,200
6	39,200	27,800	20,900	17,400	14,200
7	40,800	29,200	22,100	18,500	15,200
8	42,600	30,600	23,300	19,600	16,300
9	44,400	32,200	24,500	20,700	17,400
10	46,200	33,800	25,700	21,800	18,500
11	48,000	35,400	26,900	22,900	19,600
12	49,800	37,000	28,100	24,000	20,700
13	51,600	38,600	29,400	25,200	21,800
14	53,200	39,900	30,600	26,400	22,900
15	54,700	40,800	31,800	27,600	24,000
16	56,000	41,700	33,000	28,800	25,200
17	57,100	42,400	34,000	30,000	26,400
18		43,100	35,000	31,200	27,500
19		43,800	36,000	32,200	28,600
20		44,500	37,000	33,200	29,600
21		45,200	38,000	34,100	30,600
22			38,800	34,900	31,500
23			39,600	35,700	32,400
24			40,300	36,500	33,100
25			41,000	37,200	33,800
26			41,700	37,900	34,500
27				38,600	35,200
28				39,300	35,800
29					36,400
30					37,000

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第一 行政職給料表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	41,500	28,000	20,800	16,200	13,200	9,100
2	43,900	29,600	22,200	17,300	14,200	9,500
3	46,300	31,200	23,600	18,400	15,200	9,900
4	48,700	32,800	25,000	19,600	16,200	10,300
5	51,100	34,400	26,400	20,800	17,200	10,700
6	53,600	36,000	27,800	22,000	18,300	11,400
7	56,200	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
8	58,700	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
9	61,200	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
10	63,700	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
11	65,700	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
12	67,700	46,200	36,100	29,300	24,900	16,800
13	69,500	48,000	37,200	30,300	25,900	17,700
14	71,000	49,800	38,100	31,300	26,800	18,300
15		51,600	39,000	32,100	27,500	18,900
16		53,200	39,700	32,900	28,200	19,500
17		54,700	40,400	33,600	28,800	20,000
18		56,000	41,100	34,300	29,400	20,500
19		57,100	41,800	35,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

□ 教育職給料表 □

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	27,100	11,400	9,900
2	28,400	12,500	10,300
3	29,700	13,600	10,700
4	31,100	14,700	11,400
5	32,500	15,600	12,200
6	33,900	16,500	13,100
7	35,300	17,500	14,000
8	36,700	18,500	15,000
9	38,100	19,500	16,000
10	39,800	20,700	17,000
11	41,500	21,900	18,000
12	43,200	23,200	19,000
13	44,900	24,500	20,000
14	46,600	25,800	21,100
15	48,300	27,100	22,200
16	50,100	28,400	23,300
17	51,900	29,700	24,400
18	53,700	31,000	25,200
19	55,500	32,300	26,000
20	56,800	33,600	26,800
21	58,100	34,900	27,600
22	59,400	36,200	28,300
23	60,500	37,500	29,000
24	61,600	38,700	29,700
25	62,700	39,900	30,300
26	63,600	41,100	
27	64,500	42,300	
28		43,500	
29		44,700	
30		45,900	
31		47,000	
32		48,100	
33		49,200	
34		50,200	
35		51,200	
36		52,100	
37		52,900	
38		53,700	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表

1 教育職給料表 (一)

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	34,500	14,700	9,900
2	36,200	15,700	10,300
3	37,900	16,700	10,700
4	39,600	17,800	11,400
5	41,300	18,900	12,200
6	43,000	20,000	13,100
7	45,000	21,300	14,100
8	47,000	22,600	15,200
9	49,000	23,900	16,300
10	51,000	25,200	17,400
11	53,000	26,500	18,500
12	55,000	27,800	19,700
13	57,000	29,100	20,900
14	59,000	30,400	22,100
15	61,000	31,700	23,300
16	63,000	33,100	24,500
17	65,000	34,500	25,600
18	66,700	35,900	26,700
19	68,300	37,300	27,800
20	69,700	38,700	28,900
21	71,100	40,100	30,000
22	72,300	41,500	31,000
23	73,500	43,200	31,900
24		44,900	32,700
25		46,600	33,500
26		48,300	34,300
27		50,100	34,900
28		51,900	35,500
29		53,700	36,100
30		55,500	36,700
31		56,800	37,300
32		58,100	
33		59,400	
34		60,500	
35		61,600	
36		62,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

1 医療職給料表 (一)

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	55,600	39,200	27,800	17,100
2	58,100	41,500	29,700	18,300
3	60,600	43,800	31,600	19,600
4	63,100	46,100	33,500	20,900
5	65,600	48,400	35,400	22,500
6	68,100	50,800	37,300	24,100
7	70,600	53,200	39,200	25,700
8	73,100	55,600	41,100	27,300
9	75,600	58,000	43,000	28,900
10	78,100	60,400	44,900	30,500
11	80,100	62,800	46,800	32,100
12	82,100	65,200	48,700	33,700
13	83,800	66,900	50,600	35,300
14	85,500	68,600	52,500	36,900
15	87,000	70,100	54,400	38,500
16	88,500	71,600	55,900	40,100
17		73,000	57,400	41,700
18		74,300	58,700	43,300
19		75,600	60,000	44,900
20			61,300	46,500
21			62,500	47,900
22			63,600	49,300
23			64,700	50,600
24				51,800
25				52,800
26				53,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	37,900	22,900	13,500	10,700
2	39,800	24,400	14,600	11,500
3	41,700	25,900	15,800	12,500
4	43,600	27,400	17,000	13,500
5	45,500	28,900	18,300	14,600
6	47,400	30,400	19,600	15,700
7	49,700	31,900	20,900	16,900
8	52,000	33,400	22,200	18,100
9	55,100	34,900	23,500	19,300
10	58,200	36,400	24,800	20,500
11	61,300	37,900	26,200	21,700
12	64,400	39,400	27,600	22,900
13	67,500	40,900	29,000	24,100
14	70,600	42,400	30,400	25,400
15	73,700	43,900	31,800	26,700
16	76,800	45,400	33,200	28,000
17	79,400	46,900	34,600	29,300
18	82,000	48,400	36,000	30,600
19	85,900	49,800	37,400	31,600
20	85,500	51,200	38,800	32,600
21	87,000	52,600	40,200	33,600
22	88,500	54,000	41,600	34,600
23		55,200	42,800	35,600
24		56,400	44,000	36,500
25		57,600	45,200	37,300
26		58,600	46,200	38,100
27		59,600	47,100	38,900
28			48,000	39,600
29			48,900	40,300
30			49,700	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職務の 等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	24,500	18,200	12,500	9,900
2	25,900	19,400	13,400	10,500
3	27,300	20,600	14,300	11,100
4	28,700	21,900	15,200	11,700
5	30,100	23,200	16,200	12,500
6	31,500	24,500	17,200	13,300
7	32,900	25,800	18,200	14,200
8	34,300	27,100	19,200	15,100
9	35,700	28,400	20,200	16,000
10	37,000	29,700	21,200	16,900
11	38,300	31,000	22,200	17,800
12	39,600	32,300	23,200	18,500
13	40,900	33,400	24,100	19,200
14	42,200	34,500	24,900	19,900
15	43,400	35,300	25,700	20,500
16	44,600	36,100	26,400	21,000
17	45,800	36,800	27,100	21,500
18	46,700	37,500	27,700	22,000
19	47,600	38,200	28,300	22,500
20	48,500	38,900	28,900	
21	49,300	39,600	29,500	
22	50,100	40,300		
23	50,900	40,900		
24	51,700	41,500		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (四)

職務の 等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	32,300	18,100	13,200	10,700	9,500
2	34,200	19,500	14,100	11,400	9,900
3	36,100	20,900	15,100	12,300	10,300
4	38,000	22,300	16,100	13,200	10,700
5	39,800	23,700	17,100	14,100	11,400
6	41,600	25,100	18,100	15,100	12,300
7	43,400	26,500	19,300	16,100	13,200
8	45,200	27,900	20,500	17,100	14,100
9	47,000	29,300	21,700	18,100	14,800
10	48,800	30,700	22,900	19,100	15,400
11	50,500	32,100	24,100	20,100	16,000
12	51,900	33,500	25,300	21,200	16,600
13	53,200	34,900	26,500	22,300	17,100
14	54,300	36,300	27,700	23,400	
15	55,400	37,500	28,900	24,500	
16	56,500	38,600	30,000	25,500	
17		39,700	31,000	26,400	
18		40,600	31,800	27,300	
19		41,500	32,600	27,900	
20		42,300	33,400	28,500	
21		43,100	34,200	29,100	
22			35,000	29,700	
23			35,700	30,300	
24			36,400		
25			37,100		

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第七条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- (給料の切替え及び切替えに伴う措置)
- 2 昭和三十六年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)の規定により研究職給料表の適用を受ける職員の切替については、次の各号に掲げるところによる。
 - 一 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級が一等級から四等級までの職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が属する職務の等級とし、その者の切替日における号給は切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が受ける号給に対応する附則別表に掲げる号給とする。

二 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級が五等級の職員については、切替日以降行政職給料表を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級及び号給は、人事委員会の定めるところによる。

3 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額又は職務の等級の一号給に達しない給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会の定めるところによる。

4 前二項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員で人事委員会が定めるものに対する切替日以降における最初の条例第四条第六項及び第八項の規定の適用については、人事委員会が定める期間を前二項の規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

5 教育職給料表(一)の適用を受ける職員で、昭和三十五年九月三十日において教育職給料表(一)の二等級の二十

一号給から三十一号給までの号給を受けていたものに対応するこの条例(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)以降における最初の条例第四条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「五月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。

6 昭和三十二年三月三十一日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号。以下この項において「昭和三十三年改正条例」という。)による改正前の条例の規定による高等学校等教育職員給料表又は中学校、小学校等教育職員給料表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員として在職した者で、同年四月一日から施行日までの間に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定により学士と称することがで

きる者又は学位を授与された者(以下この項において「学士等」という。)となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の条例第四条第六項又は第八項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事委員会の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間(以下この項において「昇給期間」という。)を短縮することができる。ただし、昭和三十三年改正条例附則第十四項の規定の適用を受けた職員及び昭和三十二年四月一日以後学士等となつたことによりその号給を一号給以上上位の号給に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事委員会の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわぬ。

7 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに研究職給料表の適用を受ける職員となつた者、研究職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号給につい

附則別表

研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

- 切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者
- イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号給			切替日における号給		
1	号	給	4	号	給
2	号	給	5	号	給
3	号	給	6	号	給
4	号	給	7	号	給
5	号	給	8	号	給
6	号	給	9	号	給
7	号	給	10	号	給
8	号	給	11	号	給
9	号	給	12	号	給
10	号	給	13	号	給
11	号	給	14	号	給
12	号	給	15	号	給
13	号	給	16	号	給
14	号	給	17	号	給
15	号	給	18	号	給
16	号	給	19	号	給
17	号	給	20	号	給
18	号	給	21	号	給
19	号	給	22	号	給
20	号	給	23	号	給
21	号	給	24	号	給
22	号	給	25	号	給
23	号	給	26	号	給

12 (給与の内払)
 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
 (差額の支給)

13 切替日から施行日の属する月の末日までの期間に係る改正後の条例の規定により職員に支払われるべき給与と前項に規定するまでに支払われた給与との差額は、人事委員会の定めるところにより支給する。

て異動のあつたもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額を受けることとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額について異動のあつたものの改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

8 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうこと

ができる。

9 昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間(附則第四項の規定により通算されることとなる期間を含む。)については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

10 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従つて定められたものでなければならない。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会が定める。

ニ 切替日の前日において
その属する職務の等級
が4等級である者

ハ 切替日の前日において
その属する職務の等級
が3等級である者

切替日の前日 において受ける号給			切替日における号給		
1	号	給	4	号	給
2	号	給	5	号	給
3	号	給	6	号	給
4	号	給	7	号	給
5	号	給	8	号	給
6	号	給	9	号	給
7	号	給	10	号	給
8	号	給	11	号	給
9	号	給	12	号	給
10	号	給	13	号	給
11	号	給	14	号	給
12	号	給	15	号	給
13	号	給	16	号	給
14	号	給	17	号	給
15	号	給	18	号	給
16	号	給	19	号	給
17	号	給	20	号	給
18	号	給	21	号	給
19	号	給	22	号	給
20	号	給	23	号	給
21	号	給	24	号	給
22	号	給	25	号	給
23	号	給	26	号	給
24	号	給	27	号	給
25	号	給	28	号	給

切替日の前日 において受ける号給			切替日における号給		
1	号	給	3	号	給
2	号	給	4	号	給
3	号	給	5	号	給
4	号	給	6	号	給
5	号	給	7	号	給
6	号	給	8	号	給
7	号	給	9	号	給
8	号	給	10	号	給
9	号	給	11	号	給
10	号	給	12	号	給
11	号	給	13	号	給
12	号	給	14	号	給
13	号	給	15	号	給
14	号	給	16	号	給
15	号	給	17	号	給
16	号	給	18	号	給
17	号	給	19	号	給
18	号	給	20	号	給
19	号	給	21	号	給
20	号	給	22	号	給
21	号	給	23	号	給
22	号	給	24	号	給
23	号	給	25	号	給
24	号	給	26	号	給
25	号	給	27	号	給
26	号	給	28	号	給
27	号	給	29	号	給

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月極一〇円(送料共)〕